

令和5年6月30日開議

※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※

令和5年第2回

杵築市議会定例会追加議案

※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※

目 次

議案第 4 0 号	令和 5 年度杵築市一般会計補正予算（第 4 号）	－ 補 正 予 算 書 1 ペ ー ジ －
議案第 4 1 号	監査委員の選任につき同意を求めることについて	－ 議 案 書 2 ペ ー ジ －
報告第 2 8 号	専決処分の報告について	－ 議 案 書 3 ペ ー ジ －
報告第 2 9 号	専決処分の報告について	－ 議 案 書 6 ペ ー ジ －
報告第 3 0 号	専決処分の報告について	－ 議 案 書 9 ペ ー ジ －

報告第28号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のように専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和5年6月30日提出

杵築市長 永 松 悟

5 示談の内容及び損害賠償の額

市の過失割合は100%となり、市は、損害賠償金として、相手方車両の修繕料45,430円を支払う。

報告第 29 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のように専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 5 年 6 月 30 日提出

杵築市長 永 松 悟

専 決 処 分 書

本市職員が公務中に起こした人身事故について、地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和5年6月16日

杵築市長 永 松 悟

記

市は、相手方に与えた事故による損害賠償の額を次のとおり決定し、和解する。

1 損害賠償の相手方

(物件損害) 住所 ■■■■■■■■■■
氏名 ■■■■■■■■■■
■■■■■■■■■■
■
(人身損害) 住所 ■■■■■■■■■■
■■■■■■■■■■
氏名 ■■■■■■■■

2 事故発生年月日 令和5年2月22日

3 事故発生場所 別府市大字鶴見
県道11号

4 事故原因・状況

上記場所にて、本市職員が公用車で側道から右折しようとしたところ、本線を走行中の相手方車両と出合い頭の衝突をした。

5 示談の内容及び損害賠償の額

事故の責任割合は、市が90%、相手方が10%となり、相手方車両の修繕料410,000円の90%である369,000円とレッカー移動費28,710円の90%である25,839円の合計額394,839円を市が相手方に支払い、公用車の損害額199,015円の10%である19,902円を相手方が市に支払う。

また、相手方の治療費及び人身損害に関するその他一切の損害賠償として、49,338円を市が相手方に支払う。

報告第30号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のように専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和5年6月30日提出

杵築市長 永 松 悟

5 示談の内容及び損害賠償の額

市の過失割合は100%となり、市は、損害賠償金として、相手方車両の修繕料38,060円を支払う。

